



令和8年度

区立幼稚園 子育てサポート保育 のご案内



港区では、区立幼稚園の魅力を高め、多様な幼児教育のニーズに応えるため、
全園で通常の保育時間以降も在園児をお預かりする
「子育てサポート保育」を実施しています。

問合せ先

港区 教育委員会事務局 学校教育部 学務課学事係

電話

03-3578-2779

区ホームページ



利用日時等

幼稚園	預かり時間(平日のみ)
赤羽、三光、港南、南山、青南、にじのはし	登園前:午前8時～午前9時 降園後:午後2時～午後6時
芝浦、高輪、白金台、麻布、中之町	降園後:午後2時～午後5時 ※登園前の実施はなし

※ 登園前の預かり保育の利用対象者は、原則、共働きの世帯の子ども等、保育の必要性があると認定を受けた方となります。

※ 幼稚園の休園日、研修日等を除きます(その他園の運営状況により子育てサポート保育を休止する場合があります。)

利用種別

在籍している園でのみ利用ができます。

- (1)降園後:保育の必要性のあるお子さまが利用できる**年間利用**と理由を問わず利用できる**一時利用**があります。
- (2)登園前:原則、保育の必要性があると認定を受けた方のみ利用できます。

※ 新入園児の利用開始は、原則、慣らし保育の終了後からになります。早期の利用開始を希望する場合は、個別に幼稚園へご相談ください。

利用定員

※園により異なります。

1日20名(赤羽、芝浦、高輪、三光、南山、青南、にじのはし)

- 1.年間利用 15名
- 2.一時利用 5名(年間利用者の利用人数により変動します。)

1日30名(白金台、港南、麻布、中之町)

- 1.年間利用 25名
- 2.一時利用 5名(年間利用者の利用人数により変動します。)

利用申込み方法

各幼稚園で申込み方法が異なります。詳しくは、各園の子育てサポート保育のしおりをご確認ください。

※ 申込日・時間については、各園にお問い合わせください。 ※ 利用定員を超えた場合には、抽選となることがあります。

年間利用登録について

年間利用は、次のページの申請理由に該当する方が利用できます。承認後、申請理由及び承認期間に該当しなくなった場合は、年度途中でも利用が終了となります。必要な場合は、再度申請をしてください。 ※ 申請は年度単位になります。

年間利用の申込み書類

1. 子育てサポート保育年間利用申請書<区指定様式>
2. 子育てサポート保育年間利用申請補助資料<区指定様式>
3. 状況を証明する書類(次のページを参照してください。)

区ホームページ



- ✓ 区指定様式は園に備え付けてあります。区HPからダウンロードもできます。
- ✓ 申込書類は、利用希望月から3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ✓ 書類に不備等がある場合、利用開始希望月から利用できない場合があります。
- ✓ 申請理由に該当するか判断がつかない場合は、学務課までお問い合わせください。
- ✓ 承認後、申請内容に変更が生じた場合は学務課までご連絡ください。



申請理由 父母等の状況

状況を証明する書類

※父母及び18～64歳の同居者それぞれについて必要です。

就労 月48時間以上の就労を常態としている場合	外勤	勤務(内定)証明書<区指定様式>
	自営業／会社代表／経営者等 内職	① 就労状況申告書<区指定様式> ② 仕事の実態が分かるもの 例:登記事項証明、開業届、営業許可書、履歴事項証明書、請負契約書等
出産 妊娠中または出産後間もない場合 承認期間 出産予定月の2か月前から、 出産日から57日目の属する月末まで		母子手帳の出産(予定)日のわかるページのコピー
疾病・負傷 承認期間 必要がなくなるまで		診断書のコピー
障害 心身に障害がある場合 承認期間 必要がなくなるまで		障害者手帳のコピー
介護・看護 疾病または心身に障害を有する同居の親族を常時介護・看護している場合 承認期間 必要がなくなるまで		① 被介護者・看護者の診断書、介護保険証または障害者手帳のコピー ② 週間スケジュール<区指定様式> ③ 介護、看護の実態が分かるもの
求職 求職活動をしている場合 承認期間 3か月間		求職カード(ハローワーク発行)のコピー
就学 週4日以上かつ1日4時間以上の就学を常態としている場合 承認期間 学校の卒業(修了)まで		① 就学証明書<区指定様式> ② 時間割、カリキュラム等

年間利用の申込書類締切日、提出先



締切日: 令和8年**3月6日(金)**



提出先: 各在籍幼稚園

※ 年度途中でも随時受付をします

年間利用の承認

上記の締切日までに申請いただいた方に、3月下旬以降、学務課から郵送にて通知します。なお、年間利用承認後に、事情なく、月の利用日数が各園の実施日数の2/3以下の状態が3か月以上続いた場合(8月は除く)は、年間利用を取り消します。

新入園のみなさま

利用開始は、原則、慣らし保育終了後からになります。
 年度当初からの年間利用の申込みは可能ですが、
 利用実績の有無にかかわらず月額料金が発生します。



子育てサポート保育料

1 年間利用

階層区分ごとに月額で保育料がかかります。利用申込み後、学務課から送付される令和8年度保育料決定通知書をご確認ください。原則、毎月月末に口座振替にてお支払いとなります。

※ 8月はサポート保育がありませんが、年額保育料を月割で徴収するため、8月分も料金が発生します

令和8年度階層区分表(予定)

各月初日における在籍幼児の属する世帯の階層区分		子育てサポート保育料			単位:円
		年間利用(月額)		一時利用 (日額)	
階層区分	定義	第1子の幼児	第2子以降の 幼児		
A	生活保護世帯	0	0	0	
B	区市町村民税非課税世帯及び 区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯 (所得割非課税世帯)	0	0	0	
C	1 区市町村民税のうち所得割課税額が 5,000円以下である世帯	年額24,760 3月分のみ2,100 1,660	0	800	
	2 区市町村民税のうち所得割課税額が 5,000円を超え10,000円以下である世帯	年額37,150 3月分のみ3,100 3,050	0	800	
	3 区市町村民税のうち所得割課税額が 10,000円を超え77,100円以下である世帯	年額74,300 3月分のみ6,200 6,100	0	800	
	4 区市町村民税のうち所得割課税額が 77,100円を超え211,200円以下である世帯	年額85,400 3月分のみ7,100 7,300	0	800	
	5 区市町村民税のうち所得割課税額が 211,200円を超える世帯	年額96,500 3月分のみ8,000 8,500	0	800	

※ 兄や姉の年齢にかかわらず、第2子以降の子育てサポート保育年間利用の保育料は無料となります

※ ひとり親世帯等の場合(区市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯が対象)は、サポート保育料負担軽減がありますので、学務課までお問い合わせください

2 一時利用

(1)降園後のサポート保育料

日額800円で、利用券を事前に購入していただきます。購入方法は以下の2通りです。

※各幼稚園で販売日等が異なります。詳しくは、各園の子育てサポート保育のしおりをご確認ください。

金融機関 への振り込み	幼稚園で納付書を受け取り、 金融機関で料金を支払います。 その後、支払いの領収書をもって幼稚園で利用 券と交換します。利用券は4回分セット(3, 200 円)での販売となります。	キャッシュレス 決済	幼稚園でキャッシュレス決済(Pay Pay)を利用して、1枚800円ず つ購入いただけます。
----------------	---	---------------	--

(2)登園前のサポート保育料

無料 ※原則、保育の必要性があると認定を受けた方のみ利用できます。

長期休業期間の 一時預かり事業について

全園で長期休業期間(夏季、冬季、春季)における一時預かり事業を実施します。

※夏季休業期間は、終業式翌日から始業式前日までの平日実施となりますが、お盆期間の約2週間の実施はありません。また、園舎の工事等の理由で、他の区立幼稚園を利用いただく場合があります。

詳細な日程等が決まり次第、各幼稚園からご案内します。

子育てサポート保育の利用に対する 給付金について

共働き世帯の子ども等、保育の必要性があると認定を受けた方が区立幼稚園の子育てサポート保育を利用する場合、1日当たり450円(月額11,300円まで)の給付金が支給されます。

詳細は、幼稚園から配布される幼児教育・保育の無償化のご案内をご確認ください。